

# 2022年度中間決算棚卸実施について

中間決算棚卸表の作成は、下記の要領でお願いします。

- ① 9月20日現在の状況で作成してください。
- ② 原材料・仕掛品・製品・貯蔵品に明確に区分して記入してください。
- ③ 数量・単価欄には、kg・本・枚・個・束等明確に記入してください。
- ④ 単価は、必ずその単位あたりの原価で記入してください。
- ⑤ 外部で保管中のものは、その所在を備考欄に記入してください。  
(外注の場合は、外注先ごとに仕掛品の区分に記入する。)
- ⑥ 9月20日直前の値引き、戻り高と棚卸の関連に注意してください。
- ⑦ 9月20日直前の仕入、直後の売上の点検、外注先(出機・染加工・整経等)の棚卸評価の適否に注意してください。
- ⑧ 棚卸の評価計算方法は、「最終仕入原価法」で行って下さい。  
9月20日現在の棚卸資産をその種類ごとに区分して、それぞれ9月20日に最も近い日に取得した単価で評価計算してください。
- ⑨ 製品棚卸の評価(原価要素)  
イ.原材料費……主要原材料費・補助原材料費・製造関係消耗品費等  
ロ.労務費 ……工賃費等  
ハ.その他、製造加工経費  
    a) 外注加工費(織物の場合は、染・紋・綜統・整経代を含む)  
    b) 動力燃料費、製造関係修繕費及び減価償却費、その他
- ⑩ 仕掛品、半製品棚卸の評価(原価要素)  
⑨の方法に準じ、進行度合(完成度合)に応じて適正に評価する。
- ⑪ 消費税の税率変更に関して  
平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に増税されました。棚卸資産の購入日によって、税率が異なりますので、消費税抜き・消費税込みいずれの場合も消費税率が5%の物と8%の物、10%の物に分けて消費税率欄に〇をしてください。

\* 建設関係業種の仕掛品(未完成工事費)の評価は請負先(現場)ごとに  
イ.原材料費  
ロ.労務費  
ハ.下請工事諸費用(土地の造成・整地・盛土等の工事費を含む)、その他

- ★ 評価額に関して、消費税抜きか消費税込みかを消費税に関する事項欄に、必ず記入してください
- ★ 消費税率を5% (H26/3/31以前)・8% (H26/4/1以降)・10% (R1/10/1以降)に分けて、消費税率欄に〇をしてください。

棚卸表は 10月7日(金) までに必ず提出してください。

※ 組合ホームページにて関係書類のエクセル・PDFをダウンロードできます。

東和企業組合

<http://www.to-wa.or.jp>

# 棚卸表記入例

## 棚卸表

枚のうち 枚目

営業所名・主任名・立会人(従業員さんなど)をそれぞれご記入下さい

営業所名 東和第一営業所

主任 東和太郎 ㊟

立会人 東和花子 ㊟

職氏名

( 2022.9.20 )現在

ご記入いただく金額が消費税抜きの場合は「消費税抜」に、消費税込みの場合は「消費税込」にそれぞれ○を付けてください。  
消費税抜・消費税込が混在する場合は何も付けしないで下さい。

消費税に関

( 消費税抜 ・ 消費税込 )

①消費税抜きで、H26/3/31以前に購入したもの(消費税率 5%)

品名	銘柄・規格	数量	単位	単価	金額	税込	消費税率
○ ○	● ●	3	kg	200000	6000	<input type="checkbox"/>	5%・8%・10%

○銭○厘まで記入できます。

税率変更前の購入なので「5%」に○を付けてください。

②消費税抜きで、2019/9/30以前に購入したもの(消費税率 8%)

品名	銘柄・規格	数量	単位	単価	金額	税込	消費税率
○ ○	● ●	2	kg	200000	4000	<input type="checkbox"/>	5%・8%・10%

税率変更後の購入なので「8%」に○を付けてください。

③消費税込みで、2019/10/1以降に購入したもの(消費税率 10%)

品名	銘柄・規格	数量	単位	単価	金額	税込	消費税率
☆ ☆	★★	5	個	330000	16500	<input checked="" type="checkbox"/>	5%・8%・10%

消費税込みの場合、チェックをしてください。

税率変更後の購入なので「10%」に○を付けてください。

④消費税抜きで、2019/10/1以降に購入したもの(消費税率 10%)

品名	銘柄・規格	数量	単位	単価	金額	税込	消費税率
☆ ☆	★★	3	個	300000	9000	<input type="checkbox"/>	5%・8%・10%

消費税込みの場合、チェックをしてください。

税率変更後の購入なので「10%」に○を付けてください。

※上記のように、同じ商品等でも税率(5%・8%・10%)が混在する場合は、区別してご記入下さい。